

働き方改革宣言企業・実践企業支援制度 Q & A

【対象】

- Q 1 この制度は、どのような企業を対象としているの。 2
- Q 2 申請は、事業所単位でもいいの。 2

【宣言企業】

- Q 3 宣言企業になるにはどうしたらいいの。 2
- Q 4 宣言企業になるとどんなメリットがあるの。 2
- Q 5 登録申請はどうしたらいいの。 3
- Q 6 目標・取組内容は、時間外の縮減、年次有給休暇の取得促進、
独自の取組の3つ全てについて宣言するの。 3
- Q 7 既に働き方改革に取り組んでいる企業はどうなるの。 3

【実践企業】

- Q 8 実践企業になるにはどうしたらいいの。 3
- Q 9 実践企業になるとどんなメリットがあるの。 4
- Q 10 実践企業の認証申請はどうしたらいいの。 4

【申請書類】

- Q 1 1 平均月間所定外労働時間や年次有給休暇の平均取得日数の
県平均の数値は、どこを見れば分かるの。 4
- Q 1 2 申請は郵送でも可能ですか。 5
- Q 1 3 就業規則は作成していないがどうしたらいいの。 5
- Q 1 4 会社概要はどのようなものを提出すればいいの。 5
- Q 1 5 実践企業の基準を満たすことを証する書類とは、具体的
にはどのような書類を提出すればいいの。 6

【その他】

- Q 1 6 専用ポータルサイトではどのように企業紹介されるの。 6
- Q 1 7 登録期間又は認証期間が過ぎたらどうなるの。 6

【対象】

Q 1 この制度は、どのような企業を対象としているの。

みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度は、県内に事業所を有し、かつ、県内において常用労働者を1人以上雇用する法人、個人、団体（国及び地方公共団体を除く）を対象としています。（要綱第3）

Q 2 申請は、事業所単位でもいいの。

宣言企業又は実践企業への申請は、対象となる法人、個人又は団体の代表者から申請していただくことしております。

また、本社が他の都道府県にあり、県内には支店・支所等がある企業の場合については、当該企業の県内にある全ての事業所を対象に、県内事業所を統括する方から申請していただくことしております。

【宣言企業】

Q 3 宣言企業になるにはどうしたらいいの。

時間外労働の縮減に関する取組、年次有給休暇の取得促進に関する取組のほか、企業独自の働き方改革の取組について、目標と取組内容を設定していただき県に申請していただきます。登録要件を満たしていれば、県が宣言企業として登録いたします。（要綱第4～第6）

企業独自の取組については、みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度実施要綱の別表1に例示しておりますが、これ以外でも働き方改革に関する取り組みであれば、自由に設定することができます。

Q 4 宣言企業になるとどんなメリットがあるの。

宣言企業に登録されますと、

- ① みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」で、企業概要及び宣言内容が掲載されます。（要綱第6）
- ② 「みやぎ働き方改革」及び「みやぎ働き方改革宣言企業」のロゴマークを商品や広告、名刺等に使用することができます。（要綱第10）

Q 5 宣言企業の登録申請はどうしたらいいの。

宣言企業の登録申請は、みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」から、申請書をダウンロードしていただき、県庁雇用対策課あてに必要な書類を添付して申請していただきます。（要綱第5）

Q 6 目標・取組内容は、時間外の縮減、年次有給休暇の取得促進、独自の取組の3つ全てについて宣言するの。

宣言企業の登録要件が、「時間外労働の縮減に関する取組」、「年次有給休暇の取得促進に関する取組」及び「独自の取組」のすべてを満たすことにしていることから、目標・取組内容は、3つ全てについて宣言していただくこととなります。（要綱第4）

Q 7 既に働き方改革に取り組んでいる企業はどうなるの。

既に、働き方改革に1年以上取り組み、時間外労働の状況や年次有給休暇の取得状況など、県が設定する実践企業の認証基準を満たしている場合は、宣言企業の登録を経ず実践企業の認証申請することができます。

【実践企業】

Q 8 実践企業になるにはどうしたらいいの。

働き方改革について、1年以上継続して取り組んでおり、関係法令を遵守していること等や、県が設定する実践企業の認証基準（要綱別表2）を満たしている場合は、実践企業の認証申請することができます。（要綱第7）

Q 9 実践企業になるとどんなメリットがあるの。

実践企業に認証されると、

- ① 県の物品・役務の調達における優先調達制度（女性活躍・働き方改革推進事業者からの優先調達制度）への登録申請ができます。
- ② 実践企業がハローワークに求人票を出す際、備考欄に「みやぎ働き方改革実践企業」を記載しアピールすることができるようになっています。
- ③ 宮城県中小企業融資制度「がんばる中小企業応援資金」の信用保証料の割引(0.2%)を受けることができます。
※融資は、金融機関の審査があります。
- ④ 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の特別利率(0.4%割引、融資上限あり。)の適用を受けることができます。
※融資は、日本政策金融公庫の審査があります。
- ⑤ 専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」で企業の概要、企業PR、実践内容を紹介します。(要綱第9)
- ⑥ 「みやぎ働き方改革」及び「みやぎ働き方改革実践企業のロゴマークを、自社の商品や広告、名刺等に使用することができます。(要綱第10)

Q 10 実践企業の認証申請はどうしたらいいの。

実践企業の認証申請は、みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」から、申請書をダウンロードしていただき、県庁雇用対策課あてに必要な書類を添付して申請していただきます。(要綱第8)

Q 11 平均月間所定外労働時間や年次有給休暇の平均取得日数の県平均の数値は、どこを見れば分かるの。

最新（平成30年度）の県平均月間所定外労働時間は10.2時間です。
(みやぎの雇用と賃金（毎月勤労統計調査）年報より)

最新（平成30年度）の県平均年次有給休暇の取得日数は8.0日です。
(平成30年度労働実態調査結果より)

【申請書類】

Q 1 2 申請は郵送でも可能ですか。

宣言企業の登録申請，実践企業の認証申請ともに，郵送でも持参でもかまいません。

また，添付書類等に企業情報が含まれますので，メールやファクシミリでの申請はできません。

ただし，みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」に掲載する情報については，グーグルフォームの「宣言企業入稿シート」又は「実践企業入稿シート」に画像を含め直接入力していただくこととなります。

Q 1 3 添付書類の就業規則は作成していないがどうしたらいいの。

宣言企業の登録又は実践企業の認証申請書に，就業規則の写しを添付することにしております。

就業規則は，労働基準法の規定により，常時10人以上の労働者を雇用する使用者に作成が義務づけられているものですので，10人未満の場合で，作成していない事業者については添付の必要はありません。

なお，10人未満の事業者が就業規則を添付する場合は，労働基準監督署の受領印の有無は問いません。

Q 1 4 会社概要はどのようなものを提出すればいいの。

会社概要については，既存のパンフレットやホームページ，登記事項証明書等を提出してください。

なお，みやぎ働き方改革専用ポータルサイト「みやぎ働き方改革応援サイト」に掲載する情報については，グーグルフォームの「宣言企業入稿シート」又は「実践企業入稿シート」に，企業様に直接入力していただくこととしております。（入力内容の審査は県が行います。）

Q 1 5 実践企業の基準を満たすことを証する書類とは、具体的にはどのような書類を提出すればいいの。

労働基準法で作成・保存が義務づけられている、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等、取組後直近1年間とその前年1年間が比較できる書類、時間外労働を行うために必要な時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）等、既存の書類の提出を想定しております。

【その他】

Q 1 6 専用ポータルサイトではどのように企業紹介されるの。

宣言企業は、企業概要と宣言内容を、実践企業は、企業概要と働き方改革の取組内容のほか、苦勞したこと、得られた効果等を掲載することとしております。

なお、掲載する企業情報及び取組内容等については、事前に、グループフォームの「宣言企業入稿シート」又は「実践企業入稿シート」に掲載したい画像を含め、対象企業に入力していただくことにしております。

このほか、優良事例として、年間数社程度、別途取材したうえで取組方法や成果等を紹介することとしております。

Q 1 7 登録期間又は認証期間が過ぎたらどうなるの。

宣言企業の登録又は実践企業の認証を受けた年度の翌年度末に有効期間が満了します。引き続き、登録又は認証を受けたい場合は、再申請が必要となります。

なお、有効期間が満了しますと、ロゴマークを使用することができなくなりますのでご注意願います。